

(23) 日ソ共同声明 (抄)

(1973年10月10日モスクワで署名)

田中角栄日本国内閣総理大臣は、ソヴィエト連邦政府の招待により、1973年10月7日から10日までソヴィエト連邦を公式訪問した。田中総理大臣には、大平正芳外務大臣およびその他の政府職員が随行した。

田中総理大臣及び大平外務大臣は、L・I・ブレジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長、A・N・コスイギン・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦大臣会議議長およびA・A・グロムイコ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦外務大臣と平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題および相互に関心を有する主要な国際問題について、率直かつ建設的な話し合いを行った。また、田中総理大臣および大平外務大臣は、N・V・ポドゴルヌイ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦最高会議幹部会議長と会見した。

大平外務大臣とグロムイコ外務大臣との間に第3回の定期協議が行なわれた。

友好的雰囲気の中に行われたこれらの会談において双方は、日ソ関係が、1956年の日ソ共同宣言により外交関係が回復して以来、広範な分野において順調な発展を遂げており、特に、近年においては、政治、経済および文化の面において両国間の関係の進展が著しいことに満足の意を表明した。双方は、内政不干渉および互惠平等の原則に基づき日ソ間の善隣友好関係を増進することは、日ソ両国民の共通の利益に応えるのみならず、極東ひいては世界の平和と安定に大きく貢献するものであることを認め、このために、両国関係の一層の発展に努力する旨の決意を表明した。

- 1 双方は、第2次大戦の時から未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが、両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は1974年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。
- 2 双方は、日ソ間経済協力の拡大の方途につき意見交換を行った。その結果、双方は、互惠平等の原則に基づく両国間の経済協力を可能な限り広い分野で行うことが望ましいと認め、特にシベリア天然資源の共同開発、貿易、運輸、農業、漁業等の分野における協力を促進すべきである旨意見の一致をみた。双方は日ソおよびソ日経済協力委員会の活動を高く評価した。

このような両国間の経済協力の実施に当っては、双方は、それぞれの政府の権限の範囲内で、日本の企業（またはそれらによって組織される団体）とソ連邦の権限ある当局および企業との間で契約が締結されることを促進すること、かかる契約の円滑な、かつ、適時の実施を促進することおよび右契約の実施に関連して政府間協議が行われるべきことについても意見の一致をみた。また、双方は、特にシベリアの天然資源の共同開発に関連して、日ソ間の経済協力が第三国の参加を排除しないことを確認した。

双方は、日ソ漁業に係わる諸問題の解決の方途につき、意見交換を行った。その結果、双方は、長期かつ安定した北洋漁業の確立のため漁獲量を定める問題を含め、適切な措置をとることに合意し、両国主管大臣間の協議を可及的速やかに開催することにつき、意見の一致をみた。

双方は、別途合意される水域における日本人漁夫の操業についての従来から開始されている交渉に関し意見を交換し、この問題についての交渉を継続することに合意した。

双方は、科学技術の分野における政府間の交流の拡大を有益と認め、10月10日、日本側大平外務大臣とソ連側グロムイコ外務大臣との間で科学技術協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定が署名されたことを高く評価した。

双方は、文化の分野における交流の順調な発展を満足の意をもって指摘し、10月10日に両国の外務大臣の間で署名された学者および研究者の交換、公けの刊行物の交換、並びに広報資料の配布に関する取極の意義を高く評価した。

双方は、自然の保護及び人間環境の保全の分野における日ソ間の接触の増大が必要であることを認め、このための協力の第一歩として10月10日両国の外務大臣の間で渡り鳥および絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約が署名されたことを高く評価した。

双方は、高度に効率的なエネルギー源の開発が世界的なエネルギー問題の解決に貢献することができることを認識して、原子力の平和利用の分野における協力を拡大する必要性を認めるとともに、その第一歩として、両国の科学者および技術者の交換並びに情報の交換を行うことが有意義である旨強調した。

双方は、各層にわたる日ソ間の人的交流を積極的に評価し、両国間の一

層幅広い交流を奨励すべきである旨意見の一致をみた。

双方は、1966年に両国外務大臣間で合意された両国外務大臣間の協議の定期的な実施に賛意を表明した。

ソ連側は、人道的考慮に基づき、ソ連邦に居住する未帰還邦人の日本への帰国及び従来から実施されている日本人墓地への遺族の墓参に関する田中総理大臣の要請に関して、今後もこれらの問題をしかるべき注意をもって検討する用意がある旨を確認した。

3 (省略)

4 双方は、率直かつ建設的な精神で行われた両国最高首脳間の直接の対話が極めて有益であり、かつ、両国関係の発展にとって重要な貢献を行った旨を満足の意をもって表明した。双方は、両国最高首脳間の対話が継続されるべきである旨を強調した。

田中総理大臣は、ソ連邦訪問中に受けた暖かい接遇に対し感謝の意を表明した。

田中総理大臣は日本国政府の名においてブレジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長、ポドゴルヌイ・ソ連邦最高会議幹部会議長およびコスイギン・ソ連邦大臣会議議長に対し別途合意される時期に日本国を訪問するよう招待した。これらの招待は謝意をもって受託された。